

嬉野市放課後児童健全育成事業
委託仕様書

嬉野市
市民福祉部
子育て未来課

令和6年11月

嬉野市放課後児童健全育成事業委託仕様書

嬉野市放課後児童健全育成事業の委託については、嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、嬉野市放課後児童健全育成事業実施要綱及び関係法令の定めによるほか、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

本仕様書は、嬉野市放課後児童健全育成事業の受託事業者が行う業務の内容及び履行の方法について定めることを目的とする。

2 運営に関する基本的な考え方

- (1) 放課後児童健全育成事業の目的を十分理解した運営を行うこと
- (2) 「児童福祉法」その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分理解した上で運営を行うこと。
- (3) 利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- (4) 利用者の平等な利用を確保し、公平な運営を行うこと。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (6) 効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。

3 施設の概要

名称	所在地	施設概要			施設定員	備考
		専用区画面積	設置場所	備品等の配備		
五町田小学校放課後児童クラブA	嬉野市塩田町大字五町田甲3717番地	66.248 m ²	五町田小学校敷地内専用教室	運営に必要な基本備品は、嬉野市において配備します。	40人	別紙図面①
五町田小学校放課後児童クラブB		66.248 m ²			40人	
五町田小学校放課後児童クラブC		100.61 m ²	五町田小学校敷地内専用教室		40人	
五町田小学校放課後児童クラブD		100.61 m ²			40人	
久間小学校放課後児童クラブA	嬉野市塩田町大字久間乙1885番地	66.248 m ²	久間小学校敷地内専用教室		40人	別紙図面②
久間小学校放課後児童クラブB		66.248 m ²			40人	
塩田小学校放課後児童クラブ	嬉野市塩田町大字馬場下甲3817番地	88 m ²	塩田小学校内教室		40人	別紙図面③
大草野小学校放課後児童クラブ	嬉野市嬉野町大字下野丙80番地	89 m ²	大草野小学校内教室		45人	別紙図面④
嬉野小学校放課後児童クラブA	嬉野市嬉野町大字下宿乙1647番地	66.248 m ²	嬉野小学校敷地内専用教室		40人	別紙図面⑤
嬉野小学校放課後児童クラブB		66.248 m ²			40人	
嬉野小学校放課後児童クラブC		66.248 m ²		40人		

嬉野小学校放課後児童クラブD		66.248 m ²			40人	
轟小学校放課後児童クラブ	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2597番地	97.6 m ²	轟小学校内教室		45人	別紙 図面⑥
吉田小学校放課後児童クラブA	嬉野市嬉野町大字吉田丙2997番地	36 m ²	吉田小学校体育館MR		25人	別紙 図面⑦
吉田小学校放課後児童クラブB		64 m ²	吉田小学校内教室		35人	
大野原小学校放課後児童クラブ	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙720番地	45.36 m ²	大野原小学校内教室		25人	別紙 図面⑧

4 開設日及び開設時間

(1) 開設日

毎週月曜日から土曜日までの6日間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、8月13日から同月15日までの日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 開設時間

①平日 授業終了から午後7時までとする。

②土曜日 午前7時30分から午後7時までとする。

②始業式・終業式・入学式・卒業式

学校が定めた完全下校時から午後7時までとする。

③長期休暇 午前7時30分から午後7時までとする。

④新1年生の受入れ 新1年生については、4月1日より受け入れる。

開設時間については、市長が必要と認めるときは、変更する場合がある。

5 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの原則3年間とする。

6 委託料

従事職員及び臨時職員等の人件費・運営管理費と教材費等運営経費を予算の範囲内で支払う。

令和7年度の委託上限額 100,535千円を参考に受託可能額を提示してもらう。

(障がい児受け入れによる支援員増員の人件費及び処遇改善に係る費用については、運営業務委託料とは別に支給する。)

次年度からの委託料は市と受託者が協議して決める。

市の所有に属する物品等については無償で貸与し、修理及び更新は市と受託者との協議とする。

7 委託業務の内容

(1) 放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童クラブ運営指針(厚生労働省発出)、佐賀県放課後児童クラブガイドライン、嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び嬉野市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき事業を実施す

る。また、放課後児童健全育成事業を実施する場所については、市において施設の確保を行う。

(2) 支援員の留意事項

- ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ② 体罰等、子どもに身体的、精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③ 保護者との対応・信頼関係の構築
- ④ 個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤ 支援員としての資質向上
- ⑥ 事業の公共性の維持

(3) 支援員の職務

- ① 子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 子どもが宿題、自習等の学習活動が自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況について、家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりの支援を行うこと。

具体的業務内容

① 運営関係

- ア 利用児童の健康管理、安全確保、情緒の安定を図る指導に関すること。
- イ 児童来室前の準備及び児童が来室してから帰宅するまでの保護育成に関すること。
- ウ 申請及び退所等に係る事務に関する申し出があった時の市への引継に関すること。
- エ 各種行事の実施に関すること。
- オ 保護者との面談に関すること。
- カ 保護者との連絡に関すること。
- キ 怪我・事故等のすみやかな処置、保護者への連絡及び市への報告に関すること。
- ク 災害等が発生した場合の適切な避難誘導等並びに市及び必要な関係機関への通報、連絡に関すること。
- ケ 児童台帳等、個人情報の適正な管理に関すること。
- コ 業務日誌、児童出欠表等の作成及び報告に関すること。
- サ おたより等の作成に関すること。

- シ 学校等関連機関との連絡・連携に協力すること。
- ス 児童移送における学校や事業者との連絡・調整・発注に関すること。
- セ おやつ発注、購入等に関すること。
- ソ その他放課後児童健全育成事業として必要な事務に関すること。

② 施設関係

- ア 施設及び付帯設備の適正・安全な管理及び使用に関すること。
- イ 火災・盗難その他事故発生の防止に関すること。
なお、嬉野小学校放課後児童クラブには、防火管理者を1名配置すること。
- ウ その他施設の管理運営上必要な業務に関すること。

(別紙 1 放課後児童クラブ室の安全点検確認簿による確認)

(4) 対象児童

小学校 1 年生から 6 年生までの児童及び健全育成上入所が適当と認められる児童

(5) 支援員の配置及び資格について

① 配置人数

放課後児童支援員は、次の人数を標準とし、地域の実情に応じて配置する。ただし、その 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

登録児童数 35 人まで 2 人以上

登録児童数 36 人以上 3 人以上

(ただし、児童数増に応じて支援員の増員を図るよう特に配慮すること。)

特に配慮が必要な児童を受け入れる場合は、必要に応じ上記に加えて新たに支援員を増員すること。

具体的な人数については、市と協議し決めるものとする。

また、統括を行う主任支援員を各小学校単位に 1 人以上配置すること。

② 資格

支援員は、嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 10 条第 3 項に規定する都道府県知事が行う研修を修了したものであること。ただし、都道府県知事が行う研修の終了については、令和 8 年 3 月 31 日までに修了することを予定しているものを含む。

③ 事業運営管理者

事業運営管理者を 1 名配置し、事業運営管理者は市、学校及び地域との連絡調整及び人員管理等の運営管理をおこなう。

ア. 事業運営管理者の主な業務内容

- ・ 週 1 回以上の現場巡回
- ・ 市、学校及び地域との連絡調整
- ・ 放課後児童クラブの支援員と補助員の指導・監督
- ・ 支援員等からの相談対応、及び人事管理
- ・ 利用者からの苦情対応、職員に対する助言

8 業務実施計画及び報告

(1) 業務実施計画書

ア 年次計画書

契約期間の年度ごとに、市が指定する期日までに業務実施計画書等を提出すること。

(2) 業務実施報告書等

ア 月次報告書

各月における利用状況等の報告書を、翌月 10 日までに提出すること。

イ 年次報告書

会計年度終了後、市が指定する期日までに業務実績報告書及び収支報告書を速やかに提出すること。

9 状況報告及び現地調査

市は運營業務の状況について受託事業者に報告を求めることができ、必要に応じて現地調査を行うことができる。

10 関係法令等の遵守

事業の運営にあたっては、本仕様書のほか、放課後児童健全育成事業に係る関係法規等を遵守しなければならない。

11 委託契約の解除

受託事業者が行う運營業務の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、委託契約を解除し、又は、期間を定めて運營業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- (1) 受託事業者が、市が行う報告の要求、現地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 受託事業者による運営を継続することが適当でないときと市が認めるとき。

12 個人情報の保護

嬉野市個人情報保護条例に規定する個人情報の収集の制限、個人情報取扱事務の届出、目的外利用及び外部提供の制限、適正な管理の規定等は、受託事業者に準用するため受託事業者は、この条例を遵守しなければならない。また、受託事業者は、個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

13 秘密の保持

受託事業者と委託業務に従事するものは、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

14 協議

受託事業者は、この仕様書に規定するものの他、受託事業者の業務の内容及び処理について疑義が生じた時は、市と協議し決定する。

15 業務の引継ぎ

委託期間が満了し、又は委託を取消された時は、速やかに放課後児童健全育成事業に関する事務を整理し、市と市が指定する者に対して業務の引継ぎを行う。

なお、引き継ぎに関する経費は、受託事業者の負担とする。

参考

※ 利用者負担金等（令和6年度）

- 1) 放課後児童クラブを利用する児童1人当たりの負担金の額 次の表のとおり（減免制度有）
兄弟利用の場合、2人目から半額。

区分	期間	児童クラブを利用する児童1人当たりの負担金の額
年間を通して児童クラブを利用する場合（年度の途中で入会し、又は退会した場合を含む。）	8月以外の月	月額3,000円
	8月	月額6,000円
	土曜日に利用する場合	上記の月額に1,000円を加算する
学校の休業日の期間中に限り児童クラブを利用する場合	春季休業日の期間	3,000円
	夏季休業日の期間	6,000円
	冬季休業日の期間	3,000円
	学年末休業日の期間	3,000円
	土曜日に利用する場合（夏季休業日の期間のみ）	夏季休業日の期間の額に1,000円を加算する

- 2) 放課後児童クラブを利用する児童1人につき 保険料 保護者負担
3) 放課後児童クラブを利用する児童1人につき おやつ代 保護者負担（令和7年4月より）
※おやつについては、受託事業者で準備し、適宜児童に提供する。また、事前に保護者へ費用等の詳細について十分説明を行い、おやつ代についても受託事業者にて徴収とする。

(別紙 1)

放課後児童クラブ室の安全点検確認簿

令和 年 月 日 ()

	点検箇所	確認済 (○)	備考
1	トイレ (窓の施錠、水回りの確認等)		
2	パーテーションの収納		
3	放課後児童クラブ室の窓の施錠		
4	水道の点検		
5	廊下側の出入り口の施錠		
6	放課後児童クラブ室出入り口の施錠		
7	放課後児童クラブ玄関の施錠		

◎学校施設を借用しておりますので、保安上放課後児童クラブ終了後の施錠関係については確実に施錠の確認をしていただくようお願いします。

気づき

最終確認時間	時 分
担当者名	
受託責任者確認	印

※ 異常を発見した場合は、速やかに事業責任者へ連絡をすること。